

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4. 11. 20	R4. 12. 5	1. 法人が解散した場合の東京都税条例第二十六条第二項の異動届出書の記載方法及び記載例の記載がある行政文書。 2. 同条について、東京都HP上の「『法人設立・設置届出書』『異動届出書』届出方法・添付書類について」の「届出の種類」の「異動届出書」のうち、「その他、東京都へ届け出ている事項に変更が生じた場合」に該当する具体的事項並びにその場合の異動届出書の記載方法及び記載例の記載がある行政文書。				1												主税局課税部法人課税指導課
2	R4. 11. 24	R4. 12. 6	(1) 住宅用地認定事務の手引き (令和4年3月発行) (令和2年3月発行) (2) 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) (令和2年3月26日付31主資評第617号) (3) 「住宅用地認定事務の手引き」の一部改正について (通達) (令和4年3月24日付3主資評第610号)	466	1														主税局資産税部固定資産評価課
3	R4. 11. 24	R4. 12. 6	令和3年度土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の定期課税、随時課税及び調定後税額異動処理に係る事務処理について (通達) (令和3年3月2日付2主資計第605号、2主資固第319号及び2主資評第568号)	22	1														主税局資産税部計画課
4	R4. 11. 28	R4. 12. 8	令和3基準年度における標準宅地番号15-0191に係る鑑定評価書	4		1													主税局中野都税事務所固定資産税課
5	R4. 12. 5	R4. 12. 16	固定資産税の評価にかかわる基準となる足立区内の標準宅地番号15-371の鑑定評価書 (令和3基準年度分)	4		1													主税局足立都税事務所固定資産評価課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。